

牛久市排水設備指定工事店説明書



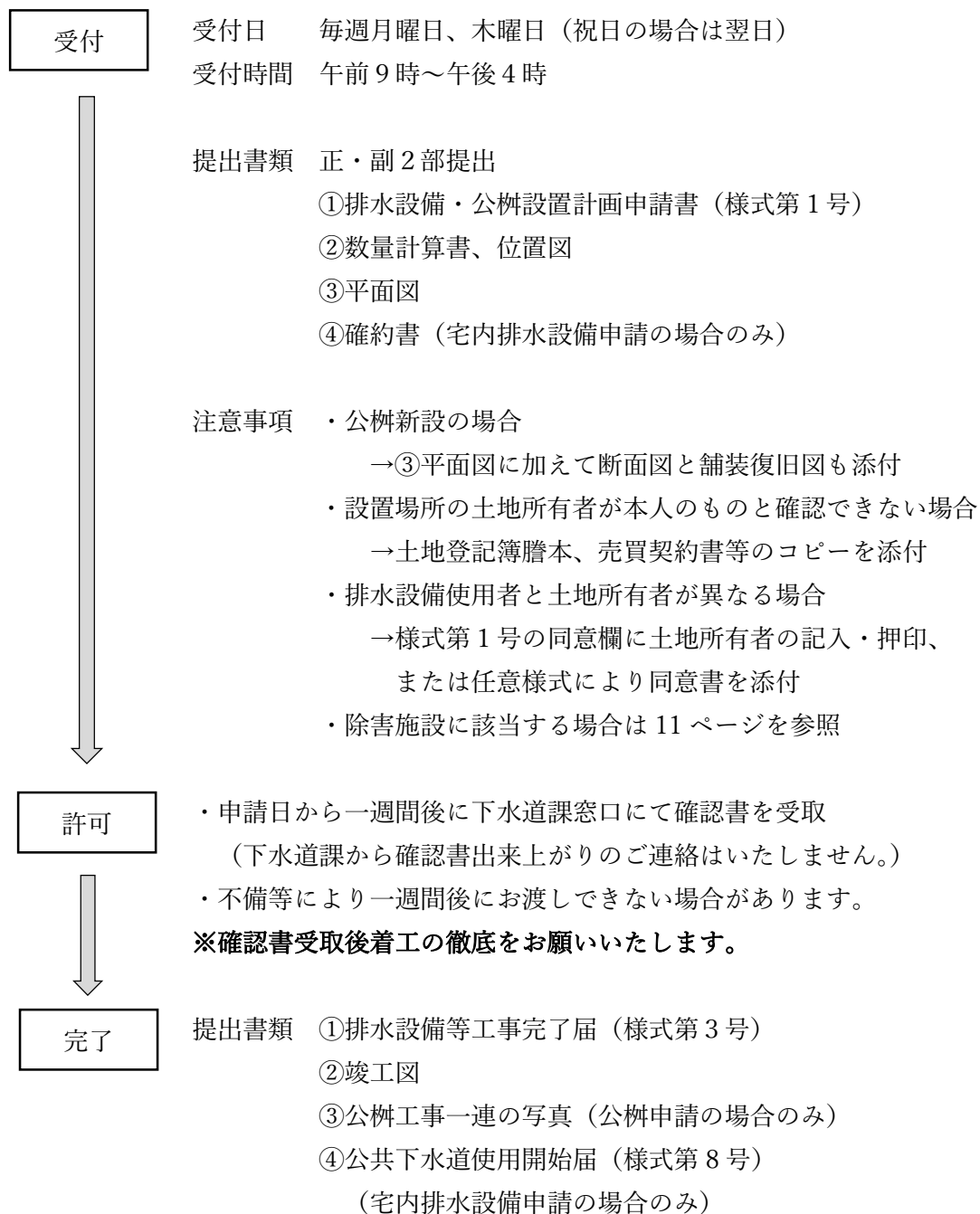
牛久市役所 建設部 下水道課

目次

1.	排水設備計画の申請について	…… 2
1-1.	排水設備計画申請の流れ	…… 2
1-2.	排水設備・公桧設置計画申請書作成の注意事項	…… 3
1-3.	排水設備等申請時の注意事項	…… 5
	参考：排水設備申請 平面図	…… 6
	参考：公桧設置申請 平面図	…… 7
2.	排水設備等工事完了届の提出について	…… 8
3.	除害施設の届出について	… 1 1
3-1.	除害施設設置の定義	… 1 1
3-2.	除害施設設置届等について	… 1 1
3-3.	除害施設設置規定	… 1 2
4.	申請書等書式について	… 1 3

1. 排水設備計画の申請について

1-1. 排水設備計画申請の流れ



注意事項 工事完了後5日以内に提出

※申請にあたっては、牛久市下水道条例、牛久市下水道条例施行規則、牛久市公共公益施設整備基準の遵守をお願いいたします。

1-2. 排水設備・公柵設置計画申請書作成の注意事項
様式第1号（第5条関係）

不要の文字は横線で消す

排水設備・~~公柵設置~~ 新設・増設・~~仮設~~
改築・改造・~~撤去~~ 計画（確認・~~変更~~）申請書

牛久市長様

牛久市下水道条例第5条の規定により、申請します。

申請日	年 月 日	工事種別	新設・増設・改築・撤去・改造	
申請者 (設置者)	住所(所在)		申請者と使用者が同一の場合は 押印省略可	
	氏名(名称)			
使用者	住所(所在)		電話番号 ()	
	氏名(名称) ㊞			
設置場所	牛久市			
土地所有者	氏名(名称)		使用者と土地所有者が 同一か確認 ㊞	
施工業者				
	指定番号	第 号	電話番号	()
排水設備 主任技術者	登録番号 第 号			
着工予定	年 月 日	用途別使用	家庭用・営業用・浴場用・工場用	
竣工予定	年 月 日	使用水別	県南水道・井戸水・併用	
排水戸数	戸	量水器	有・無・設置予定	
排水人口	人	竣工予定は遅延のないよう 余裕をもった日付を記入		
排水面積	m ²			
他人の土地又は排水設備を使用する場合の同意 私所有の(土地・排水設備)を使用することに同意する。 住 所 氏 名				
※ 特記事項		※受付年月日	※確認年月日	※検査年月日

使用者と土地所有者が異なる場合、同意欄に土地所有者の住所・氏名・押印が必要

- (注) 1 この申請書は、工事着手の7日前までに、正・副各1通提出してください。
 2 ※印の欄は、記載しないでください。 3 不要の文字は、横線で消してください。
 4 申請地付近の位置図を添付してください。 5 裏面にも記載してください。
 6 申請者と使用者が同一の場合は押印を省略することができます。

部 長	次 長	課 長	課長補佐	リーダー	担 当	※負担金確認年月日	確認印
						年 月 日	

名 称	形 状	単 位	設 数	計 量
汚水枳	Φ150×300H	ヶ所	1	
〃	Φ150×360H	〃	1	
〃	Φ150×420H	〃	1	
〃	Φ150×450H	〃	1	
〃	Φ150×510H	〃	1	
〃	Φ150×750H	〃	1	
〃	Φ150×820H	〃	1	
泥溜枳	Φ300×300H	〃	1	
掃除口	Φ100	〃	1	
宅地内管布設	Φ100VU	m	30.3	
〃	Φ50VU	〃	1.0	
屋内管布設	Φ100VU	〃	4.8	
〃	Φ75VU	〃	13.5	
使用する材料全てを記入する				

(位 置 図)

別紙添付でも可

1-3. 排水設備等申請時の注意事項

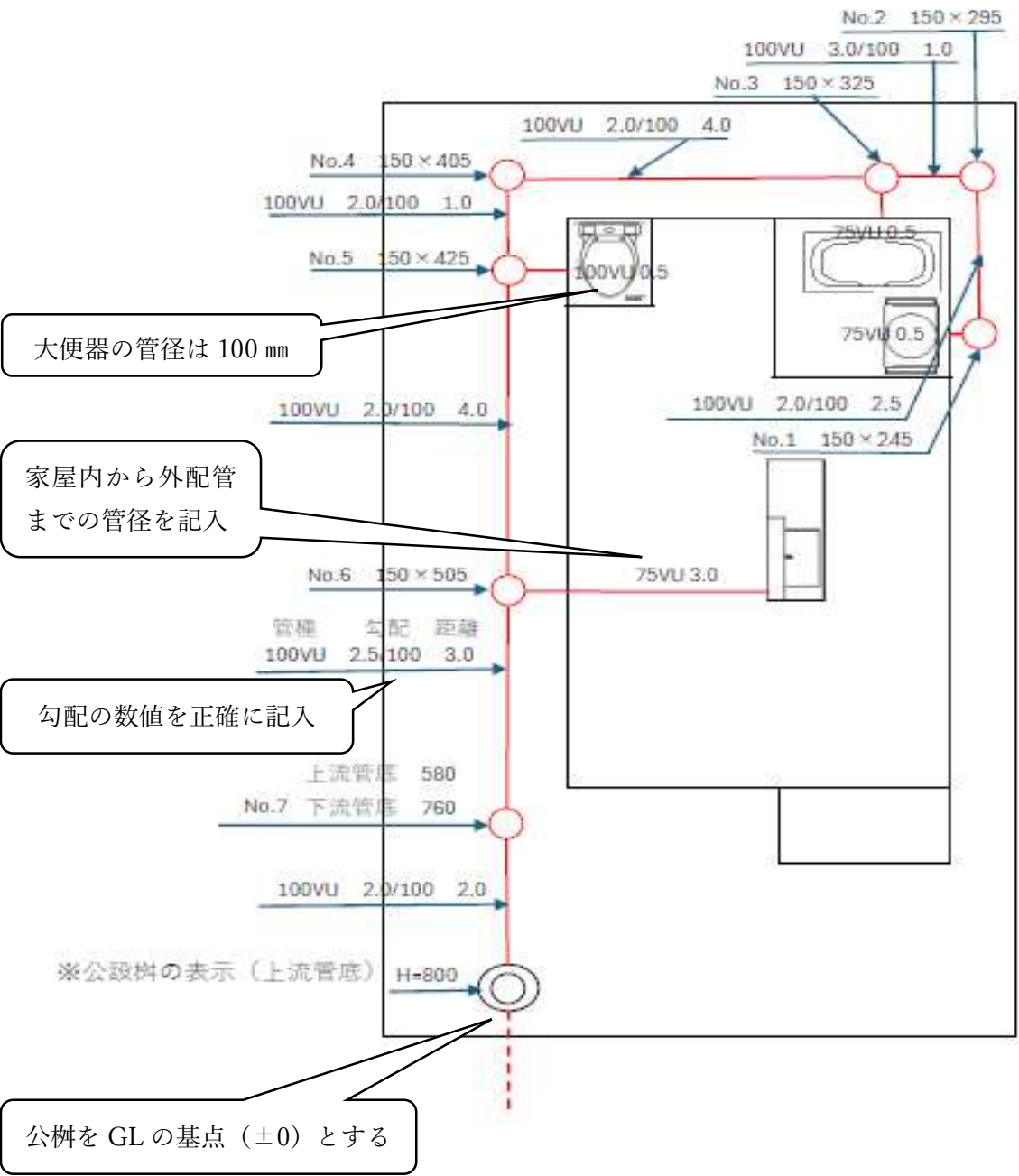
- ・公枿申請書と排水設備申請書は別様にする。
- ・ひたち野うしく地区は雨水管も整備されているので、雨水配管図も添付する。
- ・開発地区は浸透槽があるので、雨水配管図も添付する。
- ・公共公益施設整備基準上、取付管の勾配は 10 パーミリ以上とし、雨水枿からの取付管は内径 20 センチメートル以上、汚水枿からの取付管は 15 センチメートル以上とする。なお、取付管の材料は下水道用硬質塩化ビニール管を使用すること。
- ・平面図は汚水・雨水それぞれ 1 枚ずつ作成し添付する。
- ・汚水配管は赤で記入する。
- ・雨水配管は青で記入する。
- ・勾配は小数点第一位までを正確に記入する（条例上、汚水・雨水ともに 2.0% 以上）。
- ・条例上、大便器への接続管は 100 mm 以上、浴室または台所への接続管は 75 mm 以上、小便器・手洗いまたは洗面器への接続管は 50 mm 以上とする。
- ・家屋内から外配管までの管径・管種・距離を記入する。
- ・土盛り（GL）は公枿設置場所を基点（±0）とする。
- ・汚水枿の内径は 150 mm 以上とする。
- ・宅地内の排水管は 20 cm 以上の深さに埋設する。
- ・平面図の縮尺は 1/200 以上とする。

散見される不備

- ・使用者と土地所有者が異なる場合の、土地所有者同意欄の記入・押印漏れ
- ・宅地内配管等の記入漏れ
- ・勾配が 2.0% 未満
- ・大便器への接続管が 100 mm 未満
- ・添付書類漏れ

※確認事項や不備等がある場合は確認書のお渡しに時間を要しますので、不備のない書類作成をお願いいたします。

参考：排水設備申請 平面図

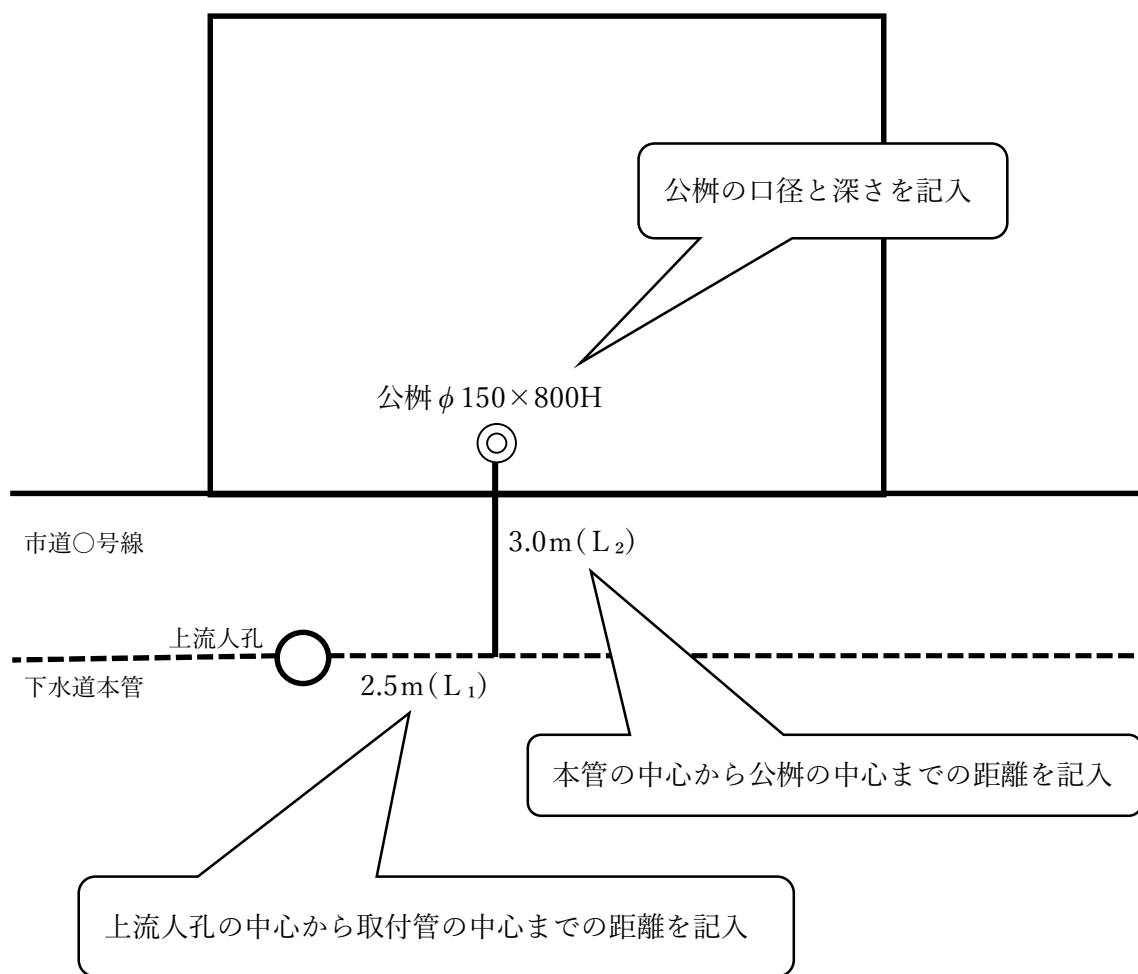


参考：公柵設置申請 平面図

L_1 = 上流人孔の中心から取付管の中心までの距離

L_2 = 本管の中心から公柵の中心までの距離

H = 公柵の深さ



注意事項

完了届に必要なになりますので、公柵工事一連の写真を撮影してください。

(施工前、掘削中、支管及び取付管設置、柵設置、埋め戻し、施工後等の工事一連の写真)

普通紙に印刷してください。とじひもや表紙は不要です。

2. 排水設備等工事完了届の提出について

様式第3号（第7条関係）

排 水 設 備 等 工 事 完 了 届						
						年 月 日
牛久市長 様 牛久市下水道条例第7条の規定により届け出ます。						
申 請 者	住 所					
	氏 名					
設 置 場 所						
受 任 者 (工事指定店)	住 所					
	氏 名	(印)				
確 認 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日	第	号		
工 事 完 了 年 月 日		年 月 日				
(注) 1 工事完了後5日以内に提出すること。 2 次の欄は記入しないこと。						
部 長	次 長	課 長	課長補佐	リーダー	担 当	決 裁 年 月 日
						年 月 日
検 査 結 果						受 付 年 月 日
	検査員氏名					
	年 月 日					

様式第8号（第12条関係）

公共下水道使用 （
開 始 ・ 休 止
廃 止 ・ 変 更
） 届

牛久市長 様

年 月 日

牛久市下水道条例第15条の規定により届け
出ます

※
処 理 分 区

下 水 道 使 用 地				号室
住 所 (送 付 先)	井戸水使用の場合は、家族人数と電話番号を 必ず記入			号室
フ リ ガ ナ				ド
使 用 者 名 (名 称)				水 個 道
家 族 数	人 電 話 番 号 []			
使用開始年月日	年 月 日	使用開始年月日を記入		
使用休止年月日	年 月 日			
転出(転居)先住所				
料 金 精 算 方 法	口 座 振 替	転出先へ送付	該当するものに○をつける	
使用 上 水 種 別	A 県南水道			
	B 井戸水計量器有		1 一般住宅	
	C 井戸水計量器無 水洗トイレ有		2 事業所(日量20m ³ 以下)	
	D 井戸水計量器無 水洗トイレ無		3 事業所(日量20m ³ 超)	
	E 県南水道・井戸水共用計量器有			
	F 県南水道・井戸水共用計量器無			
基 本 料 金	1 ～ 10m ³	1,300円		
	10超 ～ 20m ³	1m ³ あたり 127円		
	20超 ～ 30m ³	" 140円		
	～ 50m ³	" 153円		
	～ 100m ³	" 166円		
	100超 ～ 200m ³			
200m ³ 超				
備 考	排水設備計画申請書受付番号：			
	水栓番号：			
	開始指針（改造のみ）：			
	建築用途：新築（ 一戸建て ・ 建売 ）			

水栓番号を記入
(集合住宅は別紙にて全ての水栓番号を記入)

県南水道の指針を記入

一戸建て 改造

集合住宅の水栓番号は
一覧に記入する

水 栓 番 号 一 覧

建物名称 ：

No.	棟室番号	水栓番号	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

※ 枚数不足の場合はコピーをしてください。

3. 除害施設の届出について

3-1. 除害施設設置の定義

下水道法第 12 条により「公共下水道の施設の機能を妨げ又は施設を損傷する恐れのある下水を継続して排除し、公共下水道を使用する者に対し下水による障害を除去するために必要な施設(除害施設)を設けなければならない。」と定義づけられています。

当法に基づき牛久市下水道条例では、第 9 条により「使用者は次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水を除く。)を継続して排除するときは、除害施設を設けてこれをしなければならない。」と明記されています。

下記の排水基準を超える排水を下水道へ排除する場合には除害施設の設置が必要です。

【排水基準】

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 1.水温 | 45 度未満 |
| 2.水素イオン濃度 | 水素指数 5 を超え 9 未満 |
| 3.ノルマルヘンサン抽出物質含有量 | |
| 1)鉍物油類含有量 | 1 リットルにつき 5 ミリグラム以下 |
| 2)動植物油類含有量 | 1 リットルにつき 30 ミリグラム以下 |
| 3)ヨウ素消費量 | 1 リットルにつき 220 ミリグラム以下 |

3-2. 除害施設設置届等について

申請 ・ 除害施設設置届(様式第 5 号)

- ・ 配置図(位置図)
- ・ 生産及び加工工程図(食品加工工場等の場合に必要。飲食店の場合は不要)
- ・ 排水系統図(平面図)
- ・ 除害施設の設計書(カタログのコピー等)

※工事着手 30 日前までに届け出ること

完了 ・ 除害施設設置工事完了届(様式第 6 号)

※工事完了後 5 日以内に提出すること

選任 ・ 除害施設管理責任者選任届(様式第 7 号)

除害施設管理責任者の業務に関して十分な指導をお願いします。

- ・ 除害施設の維持管理に関すること
- ・ 除害施設から排除する汚水の状態の監視に関すること
- ・ 除害施設から発生する汚物の処分に関すること
- ・ 除害施設の事故及び緊急時の措置に関すること

3-3. 除害施設設置規定

油阻集器（グリーストラップ）

ガソリン供給業：車両洗浄を常時行う事業所

可燃性溶剤を製造もしくは使用する事業所

揮発性可燃溶剤を作業工程で使用する事業所

該当事業所：ガソリンスタンド、自動車修理工場、

自動車販売業に伴う洗浄施設・自動車等塗装工場

設置方法：屋外式で3連式以上のもの

グリース阻集器（動植物性油脂阻集器）

該当事業所：飲食店、料理店、ホテル、旅館、スナック、バー等

設置方法：屋外式か屋内式で3連式以上のもの

プラスチック阻集器

該当事業所：歯科医院、総合病院（水銀等を使用し実験室を有する病院）、

外科病院（洗浄施設を有する病院）

設置方法：屋外式と屋内式、洗浄器具に直接設置型がある

ヘアー阻集器

該当事業所：理髪業、美容院

設置方法：屋外式と屋内式、洗浄器具に直接設置型がある

ランドリー阻集器

該当事業所：クリーニング店（洗濯業に要する洗浄施設がある場合。取次店は非該当）

設置方法：屋外式で雑排水処理槽

4. 申請書等書式について

各書式は令和 8 年 8 月に改訂しております。牛久市ホームページから最新書式をダウンロードし作成してください。

牛久市役所

建設部 下水道課 工務管理 G

〒300-1292

茨城県牛久市中央 3-15-1

Tel 029-873-2111 (代)

Fax 029-872-2955

Mail gesui@city.ushiku.ibaraki.jp
